

📌 今月のポイント

社会保険の法改正等について ⑮



4月より新たに「子ども・子育て支援金制度」が始まります。健康保険に加入している従業員について、給与から「子ども・子育て支援金」を控除する必要があります **!!**



子ども・子育て支援金 について



主な改正ポイント

近年、日本では少子化と人口減少が急速に進行しています。この流れに歯止めをかけ、社会全体で日本の未来を支えるための抜本的な対策の一環として、2026年4月より「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。

$$\text{支援金額}(\ast 1) = \text{標準報酬月額} \times \text{支援金率}(\ast 2)$$

(賞与時は標準賞与額 $\ast 3$)

- ※1 : 原則企業と折半するため、従業員からは1/2を徴収
- ※2 : 2026年度の支援金率は、0.23%
- ※3 : 標準賞与額の上限は、年間累計額573万円（毎年4/1～3/31の累計額）



📌 年収別の支援金額 試算

年収	被保険者1人当たり（月額）
200万円	192円
400万円	384円
600万円	575円
800万円	767円
1000万円	959円

⚠️ 控除時期に注意！

令和8年度 料率変更：給与からの控除時期

子ども・子育て支援金	4月分から
社会保険料	3月分から
雇用保険料	4月分から



子ども・子育て支援金制度 = 独身税？？

独身者だけでなく、子どものいない夫婦や高齢者も含め、公的医療保険に加入する幅広い世代が対象となるため、SNSなどで「実質的な独身税」ともわれています。

⚠️ 「子ども・子育て拠出金制度」との違い ⚠️

名称が似ている制度として、従来からある「子ども・子育て拠出金制度」があります。新たに開始となる子ども・子育て支援金制度とは負担者や財源の性質が異なるため、それぞれの特徴を以下整理します。

① 子ども・子育て拠出金制度（既存）

児童手当などの財源として、厚生年金保険料とあわせて徴収される拠出金制度です。拠出金は企業が全額負担するもので、従業員本人の負担はありません。

② 子ども・子育て支援金制度（新設）

全世代で子どもや子育て世帯を支える財源として、医療保険（健康保険・共済組合など）の保険料とあわせて徴収される仕組みとなっています。この支援金は企業だけでなく従業員本人も負担するため、新たに給与や賞与から控除されます。



※ 子ども・子育て支援金制度の詳細は、こども家庭庁HPをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateishienkinseido>

◆ 次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！